

三 労 発 基 0 6 2 0 第 2 号
令 和 5 年 6 月 2 0 日

四日市コンテナ協力会社
災害防止協議会等連絡協議会長 殿

三重労働局長
(公印省略)

第10次粉じん障害防止総合対策の推進について

平素は、労働基準行政の推進にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、粉じん障害の防止に関しては、粉じん障害防止規則(昭和54年労働省令第18号。以下「粉じん則」という。)が全面施行された昭和56年以降、粉じん則の周知徹底及びじん肺法(昭和35年法律第30号)との一体的運用を図るため、これまで9次にわたり、粉じん障害防止総合対策を推進してきたところです。

その結果、全国で昭和55年に6,842人であったじん肺新規有所見労働者の発生数は、その後大幅に減少し、令和3年には136人となるなど、対策の成果はあがっているものの、じん肺新規有所見労働者は依然として発生しており、引き続き粉じんばく露防止対策を推進することが重要です。

このような状況に鑑み、別紙のとおり、引き続き、第10次粉じん障害防止総合対策を推進することといたしました。

つきましては、貴団体におかれましても、本総合対策の趣旨を御理解いただき、傘下会員事業場等に対する周知等につきましてご協力を賜りますようお願い申し上げます。